

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益法人の設立		
内閣府 公益認定等委員会 事務局	03-5403-9555 (代表) 03-5403-9669 (電話相談専用)	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
<p>(相談概要-電話相談) 公益認定申請や公益法人の運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。 相談時間 平日 10:00~16:45 (祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p>		
<p>(相談概要-窓口相談) 《要事前申込》 これから公益認定の申請に着手される法人(内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人)を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。2ヶ月前の月末から前月上旬にかけて、当該月分の予約(11月分の場合、9月末から10月上旬)を受け付けます(土日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)を除く)。 相談内容等： (1) 新規の公益認定等各種申請に関するご相談 (2) 定款の変更の案の内容等についてのご相談 ①初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。 ②窓口相談への来訪者は必ず3名以内として下さい。(代理人の方は1名以内に限り、代理人のみの来訪は不可) ③相談事項は、定款も含めて3問程度に絞り込んで下さい。窓口相談の日時確定後、A4判用紙1~2枚に簡潔に取りまとめていただくとともに、その相談に関連する資料(例えば定款の変更の案、貸借対照表、収支予算書など)を相談日の10開庁日前(土日・祝祭日・12/29~1/3を除いた10日前) <厳守>までに送付して下さい。 ⇒「公益法人information」提供の「公益法人制度のポイント」、「申請書類の記載例」、「公益法人制度関係法令とガイドライン」といった申請に役立つコンテンツもご参照下さい。 予約・内容照会電話03-5403-9558</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>※※内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を東京、大阪、福岡等で開催しています（1法人につき1時間程度）。認定行政庁（内閣府または各都道府県）を問わずに参加いただけます。開催予定については、ご照会ください。</p> <p><問合せ先> 全国公益法人協会（株式会社全国非営利法人協会） 〒103-0027東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋K・Nビル5階 TEL03-3278-8471</p>		
<p>（注）認定行政庁は、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣が、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。</p>		
群馬県 総務部学事法制課 公益法人係	027-226-2148 （直通）	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎9階北側
<p>〔申請様式の交付（様式ダウンロード）〕 ポータルサイト「公益法人information（外部リンク）」にアクセスし、ID及びパスワードを取得後に、電子ファイルにより申請書の作成及び提出ができます。</p> <p>※電子申請による申請書の作成及び提出を推奨しています。 ※電子申請によらない場合は、群馬県総務部学事法制課 公益法人係でも交付しています。</p> <p>〔申請の受付場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による場合：ポータルサイト「公益法人information（外部リンク）」で申請書を作成後、送信してください。 ・電子申請によらない場合：群馬県総務部学事法制課公益法人係へ、持参又は郵送にて、提出してください。 <p>〔申請の受付場所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の場合：全日（ただし、システムメンテナンス時を除く） ・書類による申請の場合：8:30～17:15（平日のみ） 		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>〔添付書類〕各1部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.定款 2.登記事項証明書 3.理事等（理事、監事及び評議員）の名簿 4.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類 5.確認書 6.許認可等を証する書類（※許認可等が必要な場合のみ） 7.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（過去3カ年に滞納処分がないことの証明） 8.事業計画書 9.収支予算書 10.前事業年度末日の財産目録 11.前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書 12.事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（前年度の正味財産増減計算書等） <p>〔以下は必要な場合に提出すべき添付書類〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 13.事業・組織体系図（※複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある場合のみ） 14.社員の資格の得喪に関する細則（※一般社団法人の場合であって、定款のほかに、社員の資格の得喪に関し何らかの定めを設けている場合のみ） 15.会員等の位置づけ及び会費に関する細則（※定款のほかに、会員等の位置づけ及び会費に関する何らかの定めを設けている場合のみ） 16.寄附の用途の特定の内容がわかる書類（※公益目的事業以外に用途を特定した寄附がある場合のみ） 		
<h3 style="text-align: center;">特定非営利活動法人（NPO法人）の設立</h3>		
<p>内閣府 政策統括官（経済 社会システム担 当）付参事官（共 助社会づくり推進 担当）</p>	<p>03-5253-2111 （代表）</p>	<p>〒100-8914 東京都千代田区 永田町1-6-1</p>
<p>（注）所轄庁（特定非営利活動法人(NPO法人)の認証権及び監督権を持つ行政機関）は、原則として主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長となります。なお、都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合は、当該市町村長となります。</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 生活文化スポーツ 部県民生活課課 NPO・県民活動 推進係	027-226-2291 027-226-2290 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎12階 南側
<p>(概要)</p> <p>NPO法人設立に関する相談を次のとおり受け付けています。お待たせすることのないよう、お越しになる際は、電話等で事前の予約をお願いいたします（ご予約がない場合、窓口の混雑状況によってお待ちいただく場合もありますのでご容赦ください。）。</p> <p>受付時間：平日 8:30～12:00、13:00～17:15</p> <p>※館林市、藤岡市、玉村町、又は明和町のみに事務所を置く法人は、それぞれの市町の窓口で相談に応じています。</p>		
相談窓口	電話番号	所在地
館林市市民部市 民協働課市民協 働係	0276-72-4111 (内線 686)	〒374-8501 館林市城町1-1
藤岡市企画部自 治交流課	0274-40-2211 (直通)	〒375-8601 藤岡市中栗須327
玉村町企画課	0270-64-7711 (直通)	〒370-1132 佐波郡玉村町大字 下新田201
明和町企画財政 課企画政策係	0276-84-3111 (内線100、223)	〒370-0795 邑楽郡明和町新里 250-1
NPO・ボラン ティアサロンぐん ま	027-243-5118	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁昭和庁舎1階
<p>(相談概要)</p> <p>開館時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）…10:00～19:00 土曜日（祝日、年末年始を除く）…10:00～15:00 Email：gunma-nposalon1@kl.wind.ne.jp 相談にお越しになる場合は、電話による事前予約も受け付けています。 運営団体：群馬NPO協議会〔群馬県委託事業〕</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
社会福祉法人の設立		
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課	03-3595-2616	〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 本館
<p>(注) 社会福祉法人の所轄庁は、次のとおりです。</p> <p>① 市内に主たる事務所があり、当該市の区域のみで事業を行う法人は、当該市の市長</p> <p>② 都道府県内に主たる事務所があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長を含む。）及び市の所轄に該当しない法人は、当該都道府県の知事</p> <p>③ 2以上の都道府県にまたがって事業を行う法人のうち厚生労働大臣が所轄しない法人は、地方厚生（支）局長</p> <p>④ 2以上の都道府県にまたがって事業〔i）全国を単位として行う事業、ii）地域を限定しないで行う事業、iii）法令の規定に基づき指定を受けて行う事業、iv）i～iiiに準ずる事業〕を行う法人は、厚生労働大臣</p>		

公益法人、NPO法人、社会福祉法人 の設立の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 健康福祉部 健康福祉課	027-226-2518 (直通)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎15階 北側
<p>〔添付書類〕 各2部一群馬県が所轄庁の例一</p> <p>① 定款案</p> <p>② 設立当初において、当該法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>※ 社会福祉法人は社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、所有権を有していることが原則です（一部例外規定有り）。</p> <p>※ 設立に際して、寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が必要です。また、寄附者の所得能力や資産状況等から、寄附が確実になされることを確認出来る書類も添付してください。</p> <p>③ 社会福祉事業を行うにあたって、財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>※ 借地を予定している場合には、土地賃貸に係る確約書等</p> <p>④ 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>※ その他財産のうちに、当該法人の年間事業費の1/12以上に相当する現金等を有していなければなりません（介護保険事業、障害福祉サービス、障害児通所支援事業、障害児入所支援に該当する事業については2/12）。</p> <p>⑤ 設立代表者及び役員予定者の履歴書、就任承諾書</p> <p>⑥ 設立代表者の権限を証する書類（委任状等）</p> <p>⑦ 評議員就任予定者の履歴書、就任承諾書</p> <p>⑧ 施設の設立を伴う場合においては、施設建設関係書類</p> <p>その他、所轄庁は必要に応じて書類の提出を求めることがあります。</p>		